

## 令和 6 年度から始める主な取組について

### 1 地域指導者謝金の変更

#### (1) 現状

##### ①地域指導者数

令和 5 年度から全中学校で休日の地域指導者を募集 (令和 6 年 2 月末時点)

部活動数	地域指導者数	(R8 想定地域指導者数)
312	535 人	900~1,400 人※

※地域指導者のみ (2 名体制)、平日含む

##### ②謝金

一律 1,830 円

#### (2) 課題

- ・平日の地域移行も見据え、より多くの市民等が参加しやすい仕組みづくりが必要
- ・現状は従来の「部活動指導員」の単価を採用しているが単価が高額であり、今後も持続可能な活動としていくための単価の見直しが必要。

#### (3) 対策

##### ①設定

指導者の種類を 3 区分に分け、参加しやすくするとともに、金額を見直す。

ア 技術指導者：1,600 円 (現状の地域指導者/想定 600~900 人)

イ 指導補助者：1,000 円 (新規/300~500 人)

ウ 見守りサポーター：無償 (新規) ※いずれも名称は仮称

##### ②金額の根拠

ア 技術指導者【1,600 円】

専門的な技術指導に加え、これまで教員が担ってきた安全確保や大会の引率、子どもの健全育成等を担うため、一定の謝礼が必要※

※スポーツ庁の補助単価：1,600 円

※県内モデル事業実施市の平均単価：1,584 円

※中京大ヒアリング (希望)：1,500 円

イ 指導補助者【1,000 円】

部活動コーディネーター、無資格の補助保育士、放課後支援員 (補助員) 等と同程度で設定 (参考：愛知県最低賃金 1,027 円)

ウ 見守りサポーター【無償】

保護者や地域住民からボランティアで参画したい意向あり

こどもの活動状況を見守り、異変があれば責任者へ伝えるなどを役割として想定

#### (3) 謝金の変更時期

令和 6 年度から段階的に変更していく。

ア 令和 6 年 4 月

イ・ウ それぞれの役割を整理し、アの確保状況を見ながら令和 8 年度までに新設

## 2 人材バンクの設置

### (1) 現状

- ・地域指導者の確保状況は 79.2%
- ・愛知県が人材バンクを構築中（3月検証事業実施・5月運用開始予定）

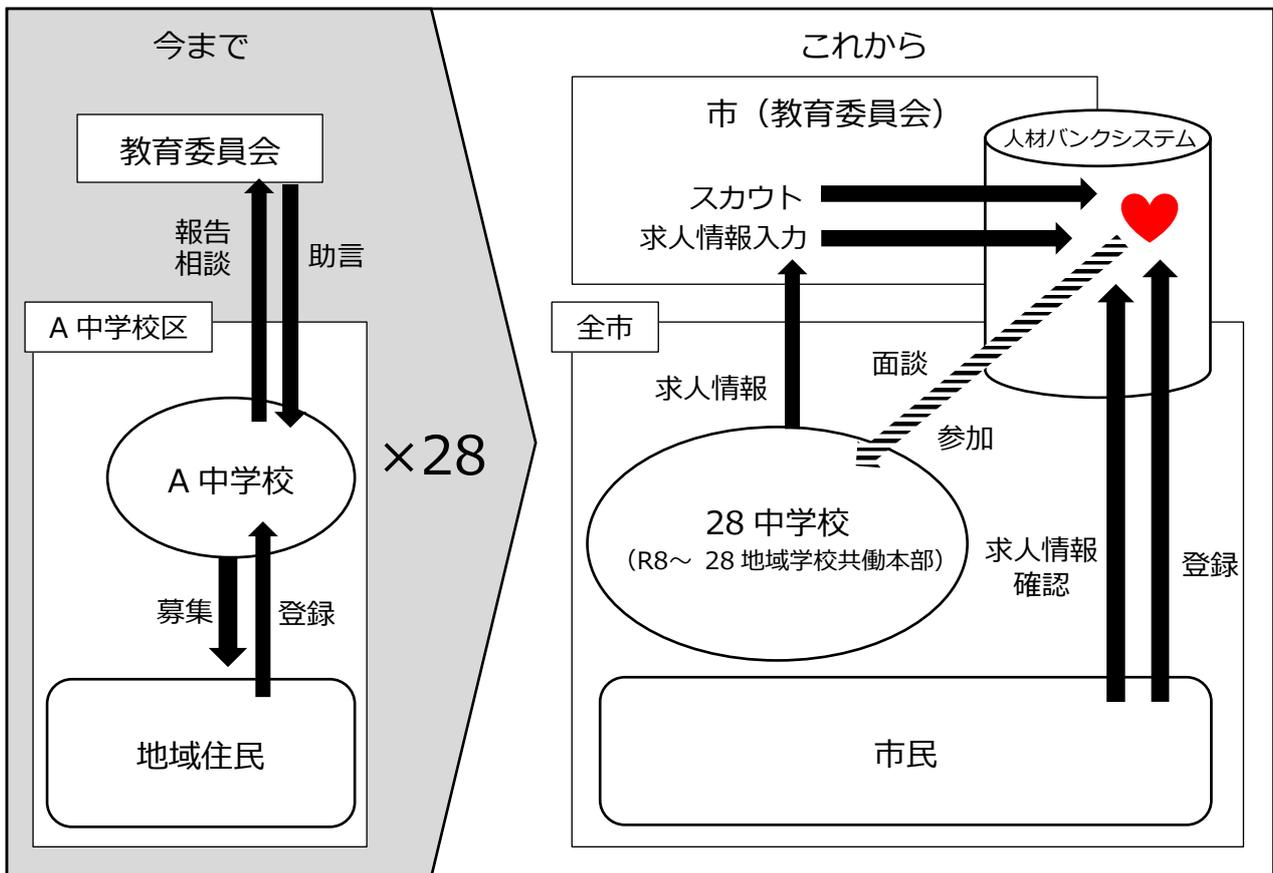
### (2) 課題

現在の地域指導者の確保は各学校が担っており、人材発掘やマッチングに限界がある。  
（約2割の部活動について指導者が確保できておらず、学校教育課に個別相談等あり）

### (3) 対策

令和8年度の完全移行を見据え、令和6年度から人材バンク事業を開始する。  
（県の人材バンクの活用を含め検討中）

<イメージ図>



### (4) 開始時期

令和6年度中の開始を予定（当初は技術指導者のみ。補助員・見守りサポーターは順次拡大）

### 3 指導者研修プログラムの作成

#### (1) 現状

各学校の面談を経て参加が決定した地域指導者に対し、教育委員会が作成した部活動マニュアルを使って説明

#### (2) 課題

安全管理に関する知識や、志向性に応じた満足度の高い指導方法、発達段階に応じたこととの接し方等の専門的な知見を十分に提供できておらず、指導者によって指導力にばらつきがある状態

#### (3) 対策

部活動マニュアルを見直すとともに、専門的な知見を得られる全市的な研修プログラムを企業や大学と共働で作成し、すべての指導者の質を高めていく。

##### <企業や大学との共働>

##### ①中京大学、愛知県立芸術大学との包括連携協定

地域社会の文化、芸術、スポーツ、教育、まちづくり等の振興に係る連携及び協力

##### ②トヨタ自動車株式会社トヨタスポーツ推進部との相互支援協定【予定】

強化運動部及び個人アスリートと連携した指導者向け研修プログラムの開発・実施等

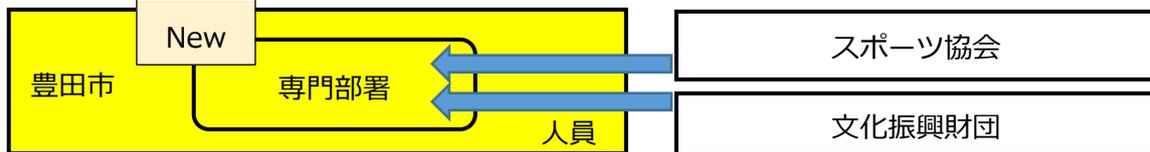
#### (4) 見直し・プログラム完成時期

令和6年度中を予定

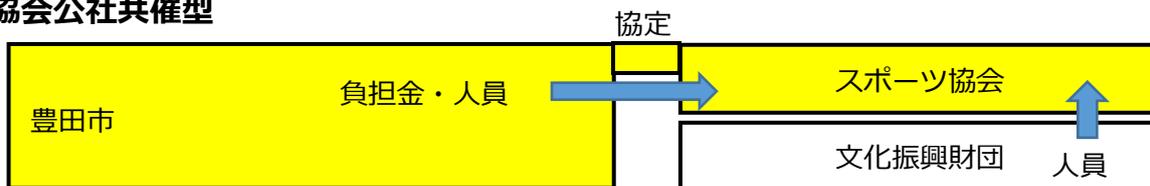
#### 4 運営主体の設置

事業の継続性や責任の所在の明確化、地域や関係団体の意向を考慮すると行政の関与は必要。また、活動団体とのつながりや専門的知見を考慮すると、スポーツ協会・文化振興財団の関与が望ましい。以上を踏まえると、次の①～③の形態が考えられる。

##### ① 完全行政型



##### ② 協会公社共催型



##### ③ 新団体設立・共催型



<参考> 令和4年度地域運動部活動推進事業を実施した全国約100自治体  
運営団体 行政：35%、地域スポーツクラブ：27%、企業10%

(仮)とよ活のポイントは**既存の「地域学校共働本部」を実施主体として設定**すること  
理由：豊田市は全中学校区に設置済みで、既に学校と地域をつなぐ役割を担っており、  
今回の仕組みを運営する実施主体として最適

➡運営主体は、実施主体（28団体）を統括し、円滑に連携できる組織であるべき



① 完全行政型が最適と考える

市の組織内に専門部署を設置し、  
スポーツ協会・文化振興財団に職員  
の派遣を要請